

復刻版

# みんなの経営ミニ

2024.10.28

## 技能実習制度から「育成就労制度」へ

### 外国人雇用が変わります

少子高齢化により日本の労働力不足が進む中、外国人材がより貴重な労働力として求められるようになっていきます。

技能実習制度の創設により約 35 万人の外国人材が入国しましたが、技能実習は「人材育成を通じた技術移転による国際貢献」であり、実習終了後は帰国するのが原則のため、長期の労働力を求める日本の目的は達成されたとはいえません。

このような現状を踏まえ、国は技能実習制度を発展的に解消し、人材育成および人材確保を目的とする「育成就労制度」を創設しました。

### 育成就労制度

#### 1. 施行時期

2027 年（2030 年頃までは移行期間）

#### 2. 育成就労制度の目的

特定技能 1 号の技能水準の人材を育成するとともに、育成就労産業分野（特定産業分野のうち就労を通じて技能を習得させることが相当な分野）における人材を確保することを目的とする。

#### 3. 技能実習制度との主な違いや改善点

- 就労期間は基本的に 3 年間  
3 年の育成就労を経て特定技能 1 号（上限 5 年）へ移行可能
- 転籍の制限緩和  
やむを得ない事情による転籍の範囲を拡大・明確化
- 外国人の地域への定着を目指す  
日本語能力の向上方を講じ、受け入れ環境を整備し、定着を図る



## かわべのこぼれ話

### 最低賃金の引き上げ

10 月より各都道府県で最低賃金が上げられました。

札幌では 50 円増の 1010 円、東京でも 50 円増の 1163 円、大阪でも 50 円増の 1114 円となり、徳島県では全都道府県最高の 84 円が上げられ、980 円となりました。

今回の大幅な引上げによる影響は今後出てくると思いますが、選挙の結果によっては最低賃金が 1500 円となる可能性も出てきており、何か対策をしなければ事業の継続にも影響しかねません。

関与先の皆様におかれましても、賃金制度の見直しや社員様の生産性向上、または助成金の活用等をご検討の上、対策を検討いただければと存じます。

西田労務経営事務所



## 最低賃金引き上げに関連する「業務改善助成金」

賃金引き上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう！

10月より各都道府県における最低賃金が改定され、全ての地域で50円以上の引上げが行われました。今回の引上げにより、パート社員の多い企業様では大きな負担となることが考えられますが、賃金引上げに伴い活用できる「業務改善助成金」をご紹介します。

### 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金を引上げ、生産性向上に資する設備投資を行う中小企業・小規模事業者を支援する助成金となります。

### 助成金額

事業場内最低賃金の引き上げ額、引上げ人数、設備投資額に応じて決定され、原則として設備投資額の3/4（助成上限30万円～600万円）が支給されます。

### 注意事項

- ・30円以上の事業場内最低賃金の引上げが必要です
  - ・設備投資前に計画届の提出が必要です
  - ・予算の状況によって受付終了となる場合があります
- 詳細は担当者へご相談ください。



札幌では一気に寒くなってきました。お体に気を付けてお過ごしください。

西田労務経営事務所

〒003-0021 札幌市白石区栄通7丁目1-10-305

TEL : 011-598-9203 FAX : 011-598-9206

Mail : sapporo@kyodo-keiei.co.jp

社会保険加入者で時給や月給、役員報酬など、固定的な給与が変更となった場合には社会保険料の変更手続きが必要となる場合がございますので、弊社までご連絡ください。

